

令和 8 年 6 月 守口市農業委員会総会

開催日時 令和 8 年 6 月 1 9 日 午後 1 時 5 7 分

開催場所 守口市役所 1 階 市民会議室 1 0 4

出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③大倉 利文 ④大西 庄治
⑤木村 剛久 ⑥砂口 勝紀 ⑦辻本 卓郎 ⑧中東 郷美
⑨西川 成美 ⑩橋本 徹 ⑪三島 雅子 ⑫山崎 勝彦
⑬山田 哲三

事務局 宇都宮、飯島、大路、向井

閉会時間 午後 2 時 1 1 分

西口会長

予定時刻より少し早いですが、ただいまから令和 8 年 6 月の農業委員会総会を開催いたします。

それでは、事務局から本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局

御報告申し上げます。本日、御欠席の委員は辻本恵美子委員です。したがって、本日の出席委員数は 13 名でございます。

以上です。

西口会長

ありがとうございます。定足数を満たしております。本日の総会は成立いたします。

それでは、初めに農業委員会憲章を唱和したいと思います。

田中会長職務代理、よろしくお願いいたします。

《農業委員会憲章の唱和》

西口会長

ありがとうございました。

本日の署名委員は、山田委員と大西委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行にまいります。

発言に際しましては、まず、挙手をお願いいたします。その後、私が指名しますので、御発言をよろしくお願いいたします。

それでは、付議事件、報告第3号の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」をご参照ください。届出農地の詳細は記載のとおりでございます。

3件ございまして、2件目と3件目は無断転用の案件で、当該農地周辺に農地がないことから「守口市農業委員会申し合わせ事項 第3項」の規定に基づき、農地転用の影響等確認が不要としたものです。

1件目は、南寺方東通の案件で、令和8年5月12日付で届出があり、5月15日に事務局が、5月16日に辻本卓郎委員が現地調査を行い、令和8年5月27日に受理通知書の発行を行ったものです。

2件目は、紅屋町の案件で、令和8年5月29日付で届出があり、令和8年6月2日に受理通知書の発行を行ったものです。

3件目は、金下町の案件で、令和8年6月11日付で届出があり、令和8年6月12日に受理通知書の発行を行ったものです。

以上です。

西口会長

はい、説明が終わりました。

では、現地調査を行いました辻本卓郎委員からご意見・補足等ございましたらお願いいたします。

辻本卓郎委員

はい。先月5月に調査いたしました。

その時はまだジャガイモを植えておられたんですが、今日午前中見に行きましたらもうジャガイモは収穫されていて、綺麗にされていまして。ご報告いたします。以上です。

西口会長

ありがとうございました。

委員の皆さんなにかご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

西口会長

ないようでございますので、本日の議題は以上となります。

ありがとうございました。

西口会長

本日の総会で今期の農業委員会総会は最後となります。
3年間にわたり、農業委員の皆様方にはいろいろとお世話になり
ありがとうございました。
農業委員としての活動は、任期満了となる7月19日まででござい
ます。農地パトロール等の活動や、次期委員への引継ぎ、農地地
図の返却等の手続きを含めて最後までご尽力をよろしくお願い申
し上げます。

西口会長

さて、任期満了を迎えるにあたりまして、4点、委員の皆様方
へ連絡させていただきます。

1点目は、農業委員会委員活動記録簿の提出でございます。
毎月提出していただいております、委員活動記録簿ですが、退任
される委員におかれましては、令和8年6月分まで提出いただ
きますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目は、全国農業新聞の購読についてです。
こちらについては、説明を事務局からお願いします。

事務局

全国農業新聞の購読についてご案内申し上げます。

全国農業会議所が、農業政策や農地制度そして農業委員会活動
などについて情報提供するために発行されている全国農業新聞に
つきまして、委員の皆様には地域の農業者に普及推進する役割を
担われていることからご購読いただいております。

退任される委員におかれては、令和8年7月分までで購読終了
となりますことを案内申し上げます。

なお、購読・解約の手続きは、事務局がとりまとめてさせてい
ただきますことを申し添えます。

以上です。

西口会長

ありがとうございました。

退任される方は7月までで購読終了することとなりますのでご留
意いただきますようお願いいたします。

次に、3点目、7月の委員報酬についてです。

こちらについては、説明を事務局からお願いしたいと思います。

事務局

7月分の委員報酬についてご案内申し上げます。

農業委員会委員の報酬は、「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」で月額を支給額、支給方法等が定められております。

この度の任期満了日が7月19日と月途中となることから、同条例第3条第3項「報酬が月額で定められている職に就いている者が月の途中においてその職を退いた場合には同月の報酬は日割りによって計算」との規定に基づき、7月19日までの日割り分の支給となります。

なお、次期も継続される委員におかれましては、新任期間（7月20日から31日まで）の日割り分と併せて一か月分の委員報酬支給となります。

以上です。

西口会長

ありがとうございました。

退任される方は7月19日までの日割り分が支給されることで金額が異なりますのでご留意のほどよろしくお願いします。

では、最後に、積立金の精算についてです。

「守口市農業委員会申し合わせ事項」で任期満了時には精算のうえ返還すると定めております。

こちらについて、説明を事務局からお願いします。

事務局

積立金の精算についてご案内申し上げます。

現在、「守口市農業委員会申し合わせ事項」積立金の規定に基づき、慶弔費や全国農業新聞購読料等に係る支出のため、毎月の報酬から月額2,000円を事務局で差し引き積立しています。

会長がおっしゃられましたとおり、任期満了時には精算のうえ返還すると定められております。

この度、皆様におかれましては7月19日付で3年間の任期満了となりますことから、精算をさせていただき、積立用の口座から委員報酬を振り込んでおります口座に振り込むことで返還とさせていただきたいと思っております。

なお、7月の全国農業新聞購読料はその見込み額をもって、ま

た、振込み手数料は積立額から支出することとして精算させていただきますので、ご了承願います。
振り込み日は令和8年7月31日を予定しておりますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。
以上です。

西口会長

ありがとうございました。
積立金を精算して、7月31日に振り込み予定とのことですので、
よろしく願います。
では、以上で最後となります。
先程もお伝えしたとおり、任期満了まで農地パトロール等の活動
や、引継ぎ、農地地図の返却等の手続きについてご尽力いただきます
ようよろしくお願いいたします。
屋外での活動の際には、暑い中での活動となりますので、くれぐれ
もお気をつけて行っていただければと思います。
よろしくお願いいたします。

西口会長

最後になりますが、事務局から何かございますか。

事務局

次回の総会について案内申し上げます。
次回の総会は、令和8年7月21日、市役所1階市民会議室104
で開催を予定しております。
午後2時から辞令交付式を執り行ったあと、休憩を挟みまして、
午後2時20分頃から農業委員会総会の開催を予定しております。
よろしくお願いいたします。以上です。

西口会長

ありがとうございました。それでは、以上で令和8年6月の農
業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員